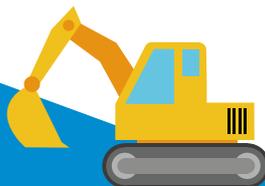
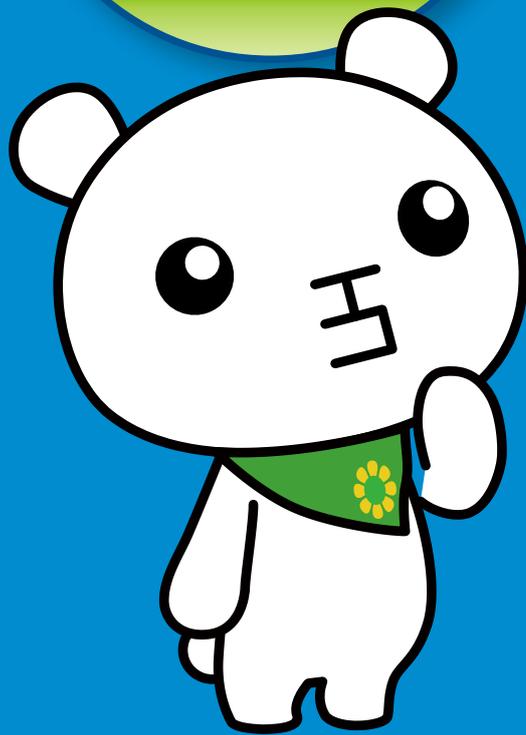


盛土規制法の運用を 開始します！

事業者
の皆様へ



盛土等による災害のない街へ



©ていたん&ブラックていたん，北九州市

令和7年4月運用開始

北九州市



盛土規制法のポイント

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」が法律名・目的も含め抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が施行されました。
土地の用途(宅地、農地、森林等)や目的にかかわらず、全国一律の基準で盛土等の安全な整備・管理を推進していきます。



安全な盛土等をつくる

対象区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要です。

施行者



区域の指定と指導等

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを対象区域に指定し、指導・監視などを行います。

行政



土地所有者等



盛土等を安全に保つ

対象区域内では盛土等を安全な状態に維持する必要があります。過去に行われた盛土等も対象です。

※「土地所有者等」とは、所有者の他、管理者、占有者も含まれます。

罰則の強化

無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

対象区域について

対象区域には、下記の2つの区域があります。



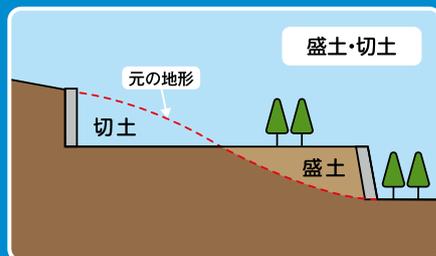
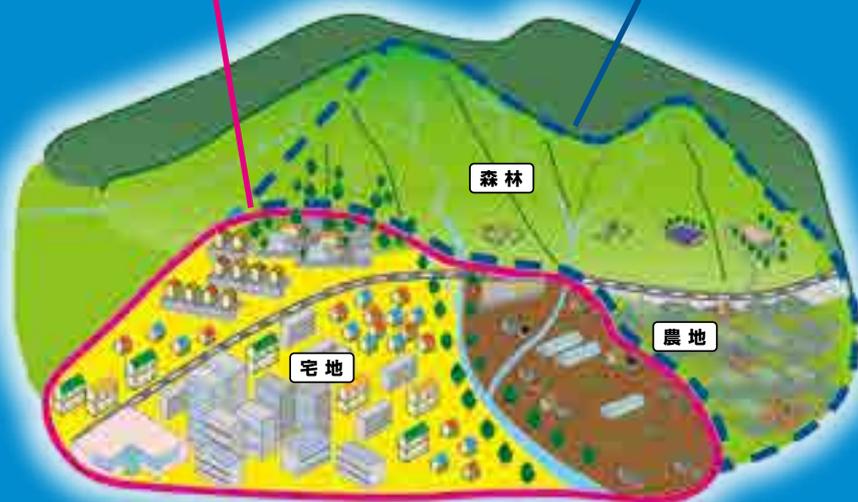
宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

対象区域では一定規模以上の盛土等を行うときには許可を受けないといけません。



北九州市の区域



所有している土地や、事業等がかかわる土地が、対象区域に該当しているか、下記のマップで調べることができます。



対象となる盛土等への対応

対象となる盛土等には次の対応を行うため、不正な盛土を見つけやすくなります。

標識がない等の
不審な盛土等を見つけたら、
北九州市までお知らせください。



許可を受けた盛土等の
工事では、左のような
標識が設置されます。

都道府県や
市が許可地の
一覧を公表

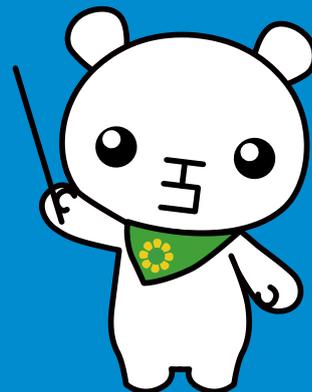
工事主が
周辺住民に
事前周知

工事主が
工事現場に
標識を掲示

注意

【無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります】

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては罰金最大3億円以下





許可・届出申請について

対象区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要です。

対象となる盛土等の規模

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 500㎡超 となるもの (①~④を除く)※
	土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの 		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの※ 		

区域	行為	届出	許可			
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの (①~④を除く)※
	土石の堆積 一時的な	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの 		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの※ 		

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものは除く）以外のものをいいます。

※50cm以下の部分は対象外

許可を要しない工事について

公共施設用地

- ・道路、公園、河川 など

その他法の対象外となる行為

- ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し など

災害の発生するおそれがないと認められるもの

- ・工事の施工に付随して行われる土石の堆積 など

